

実費徴収に係る補足給付事業のご案内（日用品・文具代等、行事参加費）

中央市子育て支援課

1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設等では、市で定める利用者負担額（保育料）のほかに、日用品費や文房具代、行事への参加費などを実費徴収することができるかとされています。

中央市では、生活保護受給世帯を対象に、世帯の負担を軽減することを目的とし、実費徴収額の一部を給付する事業（実費徴収額に係る補足給付事業）を行っています。

2 給付対象者

以下のすべての条件を満たす保護者に対し、実費徴収額の一部を給付します。

- ①生活保護受給世帯であること
- ②保護者・こどもの住所が中央市内にあること
- ③子どもの通っている施設が、認可保育園、幼稚園（新制度に移行している園のみ）、認定こども園、事業所内保育所、小規模保育事業所のいずれかであること

3 給付額及び給付限度額

○給付額及び給付限度額については以下のとおりです。

対象経費	給付限度額	
日用品・文房具等の購入に要する費用	こども1人あたり	月額 2,500 円
行事への参加に要する費用		

4 補足給付事業の対象となるもの（中央市立保育園用）

○絵本代 ○教材費 ○親子遠足の参加費 ○おかず・おやつ代等
※市立保育園が購入した教育・保育の提供に便宜を供するものに限る

5 対象期間

生活保護が適用されて、保育料の階層が第1階層となった月から対象となります。月の途中での入退所があった場合、また階層に変更があった場合も第1階層（生活保護世帯）である期間は補足給付対象期間となります。

6 申請方法について

以下の書類を中央市子育て支援課に提出してください。

- ① 同封の「中央市実費徴収に係る補足給付申請書兼請求書」
- ② 保育園で発行する実費徴収証明書（対象期間：該当年度の4月1日から翌年3月31日まで）

※申請時期に関しましては、「毎月ごとの申請」「1年間まとめた申請」のどちらでも可能です。
※1年間分まとめて申請する場合には、該当年度末までに申請書を提出してください。

詳細につきましては、中央市子育て支援課 保育担当までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課
〒409-3892 中央市臼井阿原 301-1
TEL 055-274-8557（直通）